

(第4号様式)

無量寿堂納骨所管理者殿

**個人・各種団体専用**

**無量寿堂納骨届**

**記入例**

今般、下記のとおり納骨いたしますのでお届けいたします。

記

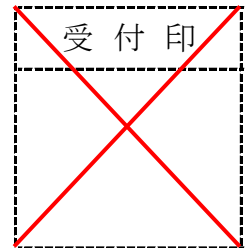
使用 名義 人	納骨所 番 号	階 号		ふりがな 名義人 (代表)	印
	住 所	納骨される納骨所の地番、 使用名義人の署名・捺印(認印可)、住所、所属寺等を一 ご記入ください。 ※使用名義人(代表者)死亡の場合は、名義変更の手続きが必要です。			
	所属寺	教区	組	寺 ( - )	
遺 骨	法 名	納骨される方の法名・俗名・命日等をご記入ください。			納骨 容器
	俗 名	命日	平成 昭和	年 月 日	( 歳)
	添付書類 (証明書)	お骨を証明する書類で該当する項目に☑してください。 ※証明書がなき場合は納骨できませんのでご注意ください。			
		<input type="checkbox"/> 火葬許可証	<input type="checkbox"/> 火葬許可証の発行証明書	<input type="checkbox"/> 所属寺住職に関する証明書(証明欄記入)	<input type="checkbox"/> 改葬許可証
届 出 者	住 所	電話 ( ) -			
	名 前	納骨へ来られる方の住所・名前・捺印(認印可)・所属寺・ 続柄・参拝人数等をご記入ください。			
	所属寺	教区	組	寺 ( - )	

納骨には『墓地、埋葬に関する法律』第14条第2項により「火葬許可証」または「改葬許可証」が必要です。上記書類のなき場合には、下欄にご住職の証明を受けてください。

上記遺骨の記載事項について相違ないことを証明します。

**お骨を証明する書類がなき場合は、必ず、  
所属寺(教区)住職の証明をもらってください。**

※浄土真宗本願寺派に所属する寺院のご住職からの証明のみ可  
公印



- 註 ・ 「火葬許可証」を紛失した場合は、「死亡届」を提出した市町村役場で「火葬許可証」の発行証明の交付を受けてください。
- ・ 一部納骨(分骨)の場合も「火葬許可証」または火葬場発行の「分骨証明書」が必要です。他所に提出予定がある場合は原本を大谷本廟にて複写いたします。
  - ・ 他の墓地や納骨所に納骨してある遺骨を無量寿堂納骨所へ改葬する場合は「改葬許可」の申請が必要です。窓口は市町村(京都市は保険所が窓口)によって異なります。
- ※ ご提出いただきました情報は無量寿堂の管理運営のために使用するものであり、それ以外の目的で使用することはありません。

書類交付(係記入)

交付者印	交付日	令和 年 月 日	使用 名義人
本人確認 書 類	<input type="checkbox"/> 使用承認証	<input type="checkbox"/> 免許証・保険証	<input type="checkbox"/> その他 ( )
	方法	<input type="checkbox"/> 直	<input type="checkbox"/> 郵

